

横浜地域調達情報

令和8年9月1日公表 調達番号:横26126号

件名:トイレトペーパーほかの購入【概算総価】(伊勢佐木警察署)

見積書提出期限:令和8年9月10日(正午) 見積書提出場所:指導課 調達グループ

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位	納入期間	納入場所
別紙のとおり							令和8年10月1日 ～ 令和9年3月31日	伊勢佐木警察署 2階 会計課 (横浜市中区山吹町2-3) エレベーターあり

特記事項

- 1 見積金額は、各品目の消費税抜きの単価に、それぞれの概算数量に乗じた金額の合計金額(概算総価)とし、単価、総価ともに小数点第4位まで記載できるものとする。
- 2 見積書の余白部分に見積金額の100分の110に相当する金額を記載する(1円未満の端数が生じたときは、小数点第5位以下を切り捨て)。
- 3 契約は予定数量による単価契約を締結するものであり、数量については増減の可能性がある。
- 4 その他詳細については、別添「仕様書」による。

同等品の確認の連絡先

所属	伊勢佐木警察署
担当者	武田
電話	045-231-0110
FAX	045-231-0110

項番	品 名	メーカー	型番・規格	同等品 の可否	数量	単位
1	トイレットペーパー	不問	幅114mm×長65m シングル 芯有 個包装無 1箱100個入	—	45	箱
2	ゴミ袋 90L 半透明	クリーンアシスト	10枚入 30冊 横900×縦1000× 厚0.035mm	可	6	箱
3	ゴミ袋 45L 半透明	クリーンアシスト	10枚入 60冊 横650×縦800× 厚0.025mm	可	15	箱
4	ゴミ袋 30L 透明	クリーンアシスト	10枚入 60冊 横500×縦700× 厚0.025mm	可	3	箱
5	食器用洗剤	サラヤ	ヤシノミ洗剤詰替用 5kg	可	3	本
6	食器用洗剤	サラヤ	ヤシノミ洗剤詰替用 480mL	可	40	袋
7	水切りネット	スマートバリュー	三角コーナー用 1パック35枚入	可	10	袋
8	シャボネット石鹼液ユ・ム	サラヤ	18kg 23854	可	2	箱
9	泡用ハンドソープ	サラヤ	ウォッシュボンSフォーム 500mL 詰替 1箱18袋入	可	2	箱
10	ドメスト	ユニリーバ・ ジャパン	500mL	可	24	本
11	キクロンA	キクロン	色不問 10個入	可	2	パック
12	ぞうきん	プラテック	BW-10 10枚入	可	10	パック
13	アルペット手指消毒用 α	サラヤ	5L 41238	可	10	本
14	そよ風	ミヨシ石鹼	1100mL 9本入	可	8	箱

仕 様 書

1 件 名

トイレットペーパーほかの購入【概算総価】

2 契約期間

令和 8 年 10 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

3 契約方法

品目ごとの単価契約（税込）とする。

契約単価は、見積書の記載単価（税抜）に 100 分の 10 に相当する額を加算した金額とし 1 円未満の端数が生じる場合には、小数点第 5 位以下を切り捨てた後の金額とする。

4 品目及び数量

別紙のとおり

※数量は、過去の実績等から積算したもので、実際の購入数量については、増減の可能性がある。

5 納入場所

神奈川県伊勢佐木警察署（横浜市中区山吹町 2－3）

6 発注及び納入方法

(1) 発注は、月に 1 回から 2 回程度、随時ファクシミリにより行うので、発注日の翌日から起算して 14 日以内に納品すること。ただし納入期限が「神奈川県の休日に定める条例」に規定する休日に当たる場合はその翌開庁日までに納品すること。

また納品は平日の午前 8 時 30 分から、午後 5 時までとすること。

(2) 納入の都度、納品書を提出することとし、下記の事項を記載すること。

- ・ 納品者の表示（所在地及び法人名等）
- ・ 納品先の表示（伊勢佐木警察署長）
- ・ 納品年月日
- ・ 納品場所（伊勢佐木警察署）
- ・ 納品する品の品名、数量、単価、金額

(3) 納入にあたっては、低公害車（神奈川県庁内グリーン配送実施指針 2（4）に規定する「低公害車」をいう。）を使用し、エコドライブ（同指針 2（5）に規定する「エコドライブ」をいう。）を実施すること。

7 代金の請求

代金の請求は、1 ヶ月分をとりまとめ、翌月に発注者（伊勢佐木警察署長）あての請求書を提出することにより行う。

なお、請求金額に 1 円未満の端数が生じた場合、これを切り捨てるものとする。

8 その他

契約品目が製造中止等の理由で納品できない場合は、事前に書面をもって同等品の申請をし、承認を得た上で納品すること。

9 契約条件の同意

本契約の締結にあたり、次の条件が付されることに同意したとみなします。

- (1) 業者調査への協力
- (2) 神奈川県暴力団排除条例（平成 22 年神奈川県条例第 75 号）に基づく契約解除等
- (3) 契約の履行遅滞に関しては、天災地変等でやむを得ないと認められる場合、又は発注者側の都合による場合を除き、納入期限の翌日から物品を納入した日までの期間に応じ、当該物品に係る契約金額につき神奈川県財務規則第 33 条（昭和 29 年神奈川県規則第 5 号）第 1 項の規定に定める率（年の日数は閏日を含む期間についても、365 日で換算する。）で計算した違約金を徴収します。違約金の率は、当該遅滞が発生した日に適用されている率とします。

ただし、違約金の計算の基礎となる日数には検査に要した日は算入せず、違約金の額が 100 円未満であるときは違約金は徴収しません。

(1) 及び (2) に係る契約条件の詳細は神奈川県ホームページ

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/jk8/cnt/f100447/>) を参照してください。